

発 刊 の 辞

佐 藤 英 善

地方自治関連立法動向研究の意義とねらいについては、「地方自治関連立法動向」第1集（2013年8月9日発行）の「発刊の辞」において詳しく述べているのでご参照頂ければ幸いであるが、本資料集を初めて手に取る読者の便宜のため、ここで改めてその意義とねらいを要約しておきたい。

当研究所は、本年創立40周年を迎えたが、創立当初からの最重要研究課題の一つは、我が国における地方自治制度の沿革やそのあり方の調査研究である。その成果が明治憲法下の「地方制度」から戦後成立した地方自治法（旧地方自治法）までを取り上げ検討した『逐条研究 地方自治法Ⅰ～Ⅴ』であり、その後戦後の地方自治法の最大の改正が「地方分権推進一括法」（2000年4月施行）によって行われ、現行の「新地方自治法」となっていることから、同法を対象にした『逐条研究 地方自治法別巻 新地方自治法（上・下）』を公刊している。

しかし、地方分権改革はその後も間断なく進められて今日に至っている。地域住民の生活を取り巻く諸条件の変化・多様化と地域社会および地域経済のあり方、地域社会の政治的・経済的変動、「国民経済」と「地域経済」の関係、これらの課題に対応するための自治体行政の役割、国と地方のあり方の見直しなど、どの観点から見ても検討課題は多く、しかもその完成形態はなかなか見付け難いからである。

さらに大きな課題としてのしかかってきたのは、アベノミクス絡みの各種政策、各種の制度改正の住民、地域社会や地方自治への影響である。まち・ひと・しごと創生法、各種の特区制度、岩盤規制改革の一環として進められている農協改革など、いずれをとってみても地域住民や地域社会に大きな影響を与えるものであることは疑いない。地域間格差、地方公共団体間の優勝劣敗。予想しうる危惧は多い。

かくして登場する地方自治制度をめぐる各種、各領域にわたる新たな立法や法改正は、地方自治法そのものの改正に止まらず、各種の政策を展開しその行政活動を支えるいろいろな行政領域の作用法の制定・改正として間断なく行われている。今日の地方自治を語るには、改めて述べるまでもないが、地方自治法だけでなく、数次にわたる分権一括法はむろんのこと、さらには地域に展開する住民生活に密着した各種の政策を具体化するための作用法の制定・改廃にまでも目配りして検討する必要がある。

そこで本資料集においては、第1部において、地方分権改革という大きな流れのなかで、今日主流の法形式となっている地方分権一括法の第3次並びに第4次を取り上げ、第2部においては、地方自治法そのものの改正を扱い、第3部においては、住民生活に大きな影響を及ぼすと思われる政策の具体的展開に関わる法律の制定・改廃を扱っている。

ところで、本資料集が収載した法律は、第181国会（臨時国会。2012年10月29日召集、会期は11月16日衆議院解散までの18日間）から第186国会（通常国会。2014年1月24日召集、会期は同年6月22日までの150日間）までの6会期にわたる国会で成立した法律が対象であるが、この6会期のうち、第182回は衆議院選挙後の総理大臣選出の特別会であり、また、第184回（臨時会。2013年8月2日～

同7日)は、参議院議員通常選挙後に開催された臨時会で、選挙後の参議院正副議長、各委員会委員長などの選出が行われ法案の審議は行われていないから、実質4会期の国会で成立した地方自治関連の主要な法律を取り上げている。

そしてこの時期は、2009年9月自民政権から民主党政権に交代し、わずか3年余で再び2012年12月自民・公明連立政権へ政権が移行した時期であった。それ故、この時期は、政治の大きな変革期であり、また政治の混乱期でもあった。それにもかかわらず歴代政権を経ながら地方分権改革の流れは、多少流れによどみが見られたり、法律の成立の時期に遅れはあったものの粛々と進められてきている。それは、その前提として地方分権改革推進法が制定され、地方分権改革推進を政府の法的責任にまで高め、国会の会期や国会の閉会中も活動できる地方分権改革推進委員会、そして専門調査審議機関である地方制度調査会などが存在し、政権交代や政治の混乱にとらわれることなく地方分権改革の具体策を検討し提言していたからである。ここに各種の基本法や推進法および審議会・委員会制度の意義を改めて確認しておく必要がある。

なお、この資料集が、地方自治に関心を抱く読者のお役に立ち、いささかなりとも地方自治を豊かにすることに寄与できれば、われわれ研究会の望外の喜びである。